

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 2 月 14 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カフシキガイシャ オザキケンセツ 株式会社尾崎建設  
 住所 630-8424 奈良市古市町1376-1  
フリガナ 代表者氏名 ダイヒョウトリシマリヤク オザキ ミツタカ 代表取締役 尾崎 充隆  
 電話番号 0742-50-6050  
 FAX番号 0742-50-6051  
 メールアドレス [ozaki.inc@gmail.com](mailto:ozaki.inc@gmail.com)

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 8 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 6 年 2 月 14 日

申請者 氏名又は名称 オザキケンセツ 株式会社尾崎建設  
住 所 〒630-8424  
奈良市古市町1376-1  
代表者氏名 代表取締役 オザキ ミツタカ 尾崎 充隆

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 <small>オザキ ミツタカ</small> 尾崎 充隆	
事業の範囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株 式 会 社 オ 尾 ザキ ケン セツ 崎 建 設
上 記 事 業 所 の 所 在 地	郵便番号 630-8424 住所 奈良市古市町1376-1  電話番号 0742-50-6050 FAX番号 0742-50-6051 メールアドレス ozaki.inc@gmail.com
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
尾崎 充隆	第320659号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 6 年 2 月 14 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管切断用の 機械器具	金切りのこ	固定式鋸弦	3	
	パイプカッター	φ13～25C1	3	
	塩ビノコ	カッタースーパー	5	
	バリ取工具	キョウワメントリ	2	
	高速カッター	マキタ12切断機	1	
	レシプロソー	マキタDTR6型	1	
	サンダー	マキタGA412D	2	
管の加工用の 機械器具	パイプネジ切り機	REX75A II	1	
	ヤスリ	中目、荒目	3	
接合用の 機械器具	パイプレンチ	13～100mm	5	
	チェンソー	25～100mm	2	
	トーチランプ	ガスボンベ式	2	
水圧テストポンプ	手動型テストポンプ	キョウワ T-50	1	

（注）種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからエまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 6 年 2 月 14 日

申請者

氏名又は名称	株式会社尾崎建設
住 所	奈良市古市町1376-1
代表者氏名	代表取締役 尾崎 充隆

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。



## 履歴事項全部証明書

奈良市古市町 1 3 7 6 - 1  
株式会社尾崎建設

会社法人等番号	1 5 0 0 - 0 1 - 0 0 7 7 1 0	
商 号	株式会社尾崎建設	
本 店	奈良市古市町 1 3 7 6 - 1	
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。	
会社成立の年月日	平成 1 9 年 2 月 1 4 日	
目 的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土木工事、建築工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事の設計、施工、管理及び請負</li> <li>2. 建物解体業</li> <li>3. 一般産業廃棄物及び産業廃棄物の収集、運搬及び処理</li> <li>4. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理</li> <li>5. 駐車場の経営及び管理</li> <li>6. 自動車の販売、修理、钣金、塗装、整備及びレッカー車による自動車の移動業務</li> <li>7. 一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業</li> <li>8. 飲食店業</li> <li>9. 損害保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業</li> <li>10. 前各号に付帯関連する一切の業務</li> </ol>	
発行可能株式総数	1 万 株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 5 0 0 株	
資本金の額	金 2 0 0 0 万 円	令和 2 年 1 2 月 1 5 日 変更 令和 2 年 1 2 月 1 6 日 登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 尾 崎 充 隆	平成 2 8 年 1 2 月 5 日 重任 平成 2 8 年 1 2 月 1 5 日 登記



奈良市古市町1376-1  
株式会社尾崎建設

	奈良市大安寺七丁目4番24-101号 代表取締役 尾崎 充隆	平成28年12月 5日重任 ----- 平成28年12月15日登記
登記記録に関する 事項	設立	平成19年 2月14日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 6年 2月13日

奈良地方法務局  
登記官

山 本 秀 樹



# 株式会社尾崎建設 定款



平成 19 年 月 日 作成  
平成 年 月 日 公証人認証  
平成 年 月 日 会社設立

令和 6 年 2 月 14 日

現行のものと同様ありません。

株式会社尾崎建設 代表取締役 尾崎 充隆





# 株式会社尾崎建設 定款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社尾崎建設 と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木工事、建築工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事の設計、施工、管理及び請負
2. 建物解体業
3. 一般産業廃棄物及び産業廃棄物の収集、運搬及び処理
4. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理
5. 駐車場の経営及び管理
6. 自動車の販売、修理、钣金、塗装、整備及びレッカー車による自動車の移動業務
7. 一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業
8. 飲食店業
9. 損害保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業
10. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を 奈良市 に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、10,000 株とする。

(株式の譲渡制限)

第 6 条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(基準日)

第 7 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役はあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

### 第 3 章 株主総会

(招集)

第 8 条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から 2 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第 9 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の決定により取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 10 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第 11 条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

## 第4章 株主総会以外の機関

(取締役の員数)

第12条 当社は、取締役1名以上を置く。

(代表取締役)

第13条 当社の取締役が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。

(社長)

第14条 取締役が2名以上ある場合は代表取締役を、取締役が1名の場合は当該取締役を社長とする。

(取締役の選任)

第15条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任方法)

第16条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

(取締役の任期)

第17条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(報酬等)

第18条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

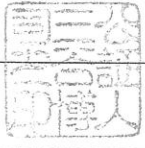
## 第5章 計算

(事業年度)

第19条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。





1	平成 19 年 第 17 号
2	定 款 認 証 証 書
3	株式会社尾崎建設の発起人尾崎充隆
4	の代理人藤本忠相 ——— は本定款 2 通を
5	提出し本公証人の面前において被代理人が —
6	その各通につき その記名押印を自認する旨陳述した
7	
8	
9	
10	ここにこれを認証する _____
11	平成 19 年 2 月 14 日 日本職役場において
12	奈良市内侍原町 6 番地 林業会館ビル 3 階
13	奈良地方法務局所属
14	公証人 <b>三石博之</b> 
15	
16	
17	
18	
19	
20	



第三二〇六五九号

# 給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

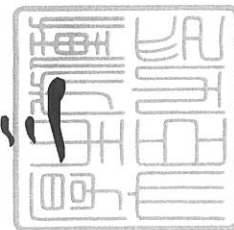
氏名 尾崎 充隆

昭和四十六年十一月二十九日生

水道法(昭和二十九年法律第百七十七号)の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

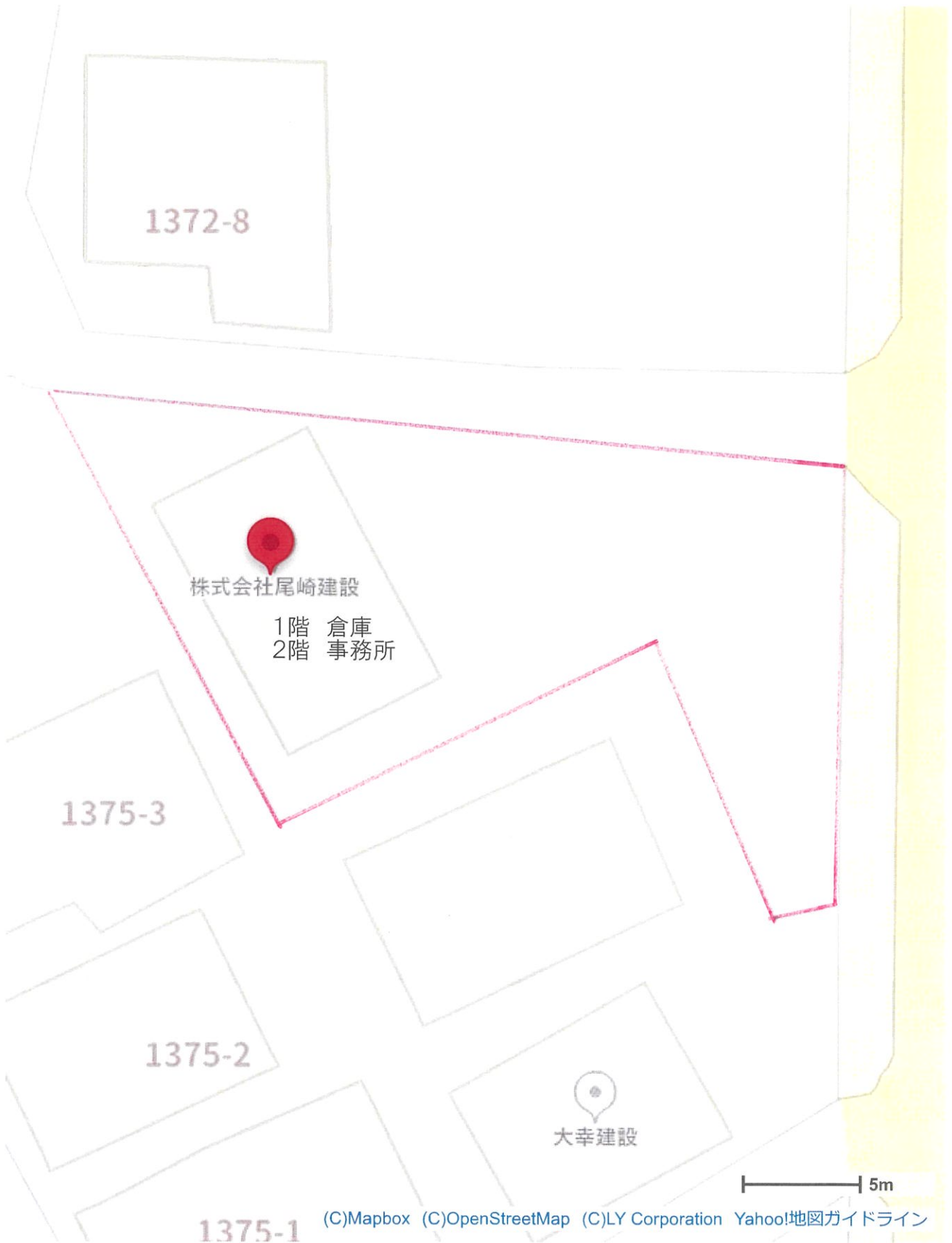
令和六年一月二十六日

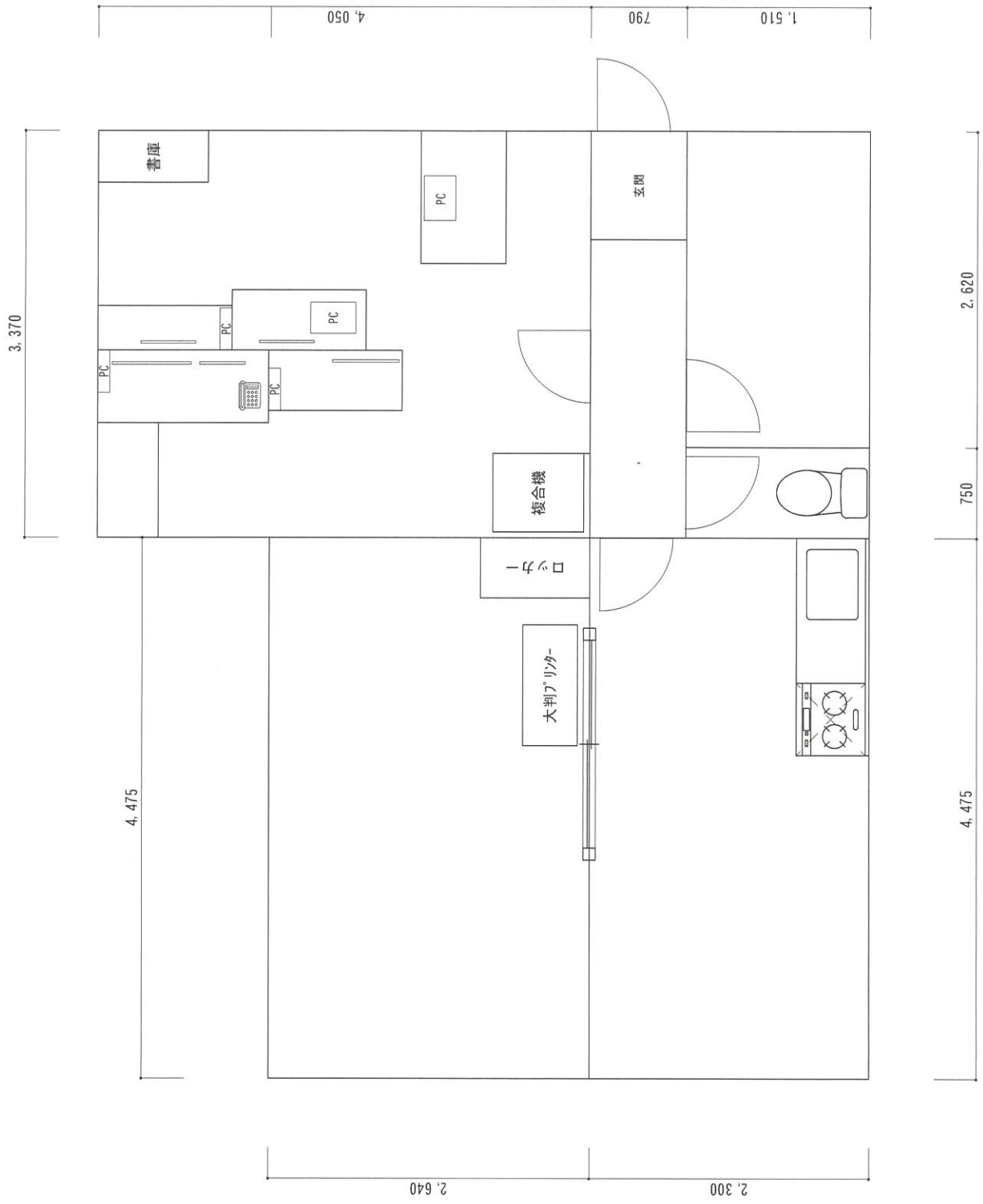
厚生労働大臣 武見 敬

























指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 2 月 14 日

申請者 氏名又は名称 フリガナ カブシキガイシャ オザキケンセツ 株式会社尾崎建設  
 住所 630-8424 奈良市古市町1376-1  
 代表者氏名 フリガナ ダイエイウトリシマリヤク オザキ ミツタカ 代表取締役 尾崎 充隆  
 電話番号 0742-50-6050  
 FAX番号 0742-50-6051  
 メールアドレス [ozaki.inc@gmail.com](mailto:ozaki.inc@gmail.com)

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 8 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 6年 2月 14日

届出者

氏名又は名称 株式会社尾崎建設

住 所 〒630-8424

奈良市古市町 1376-1

代表者氏名 代表取締役 尾崎 充隆

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出  
解任  
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社尾崎建設	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
オザキ ミツタカ 尾崎 充隆	第320659号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第三二〇六五九号

給水装置専任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 尾崎 充隆

昭和四十六年十一月二十九日生

水道法(昭和三十九年法律第百七十七号)の  
規定により給水装置専任  
技術者免状を交付する。

令和六年一月二十六日

厚生労働大臣 武見 敬

